

平成 22 年 2 月 4 日

受益者の皆様へ

T & D アセットマネジメント株式会社

「世界サステナビリティ株式ファンド（愛称：環境博士）」の
繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこのたび、受益者の皆様にご投資いただいております「世界サステナビリティ株式ファンド（愛称：環境博士）」は、平成 22 年 4 月 16 日をもちまして、繰上償還を実施させていただく予定ですので、ここにお知らせ申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

平成 19 年 9 月 28 日に設定いたしました「世界サステナビリティ株式ファンド（愛称：環境博士）」（以下「当ファンド」といいます。）は、純資産残高が著しく減少し、受益権の総口数が投資信託約款の繰上償還条項に定められた口数（10 億口）を下回っております（平成 22 年 1 月 18 日現在 437,297,463 口）。また、この残高状況により、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託（T & D / S A M スマートマテリアルファンド）の運用を担当する投資顧問会社（SAM Sustainable Asset Management AG）より、今後の運用につきましても、運用方針に則った十分に分散された効率的な運用は困難になる旨の申し出を受けております。

弊社といたしましては上記の事情を勘案し、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2. 今後のスケジュールと手続き

（1）今後のスケジュール

新聞公告（日本経済新聞）	平成 22 年 2 月 4 日（木）
異議申立期間	平成 22 年 2 月 4 日（木）～平成 22 年 3 月 10 日（水）
異議申立口数集計	平成 22 年 3 月 10 日（水）
異議申立受益者の買取請求期間	平成 22 年 3 月 19 日（金）～平成 22 年 4 月 7 日（水）
繰上償還日（予定）	平成 22 年 4 月 16 日（金）
償還金支払予定日	平成 22 年 4 月 19 日（月）以降

(2) 異議申立の手続き

ご同意いただけない場合は、後述の「異議申立の方法」にて当ファンドの繰上償還に対する異議申し立てを行うことができます。

なお、繰上償還にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

(3) 繰上償還の実施

異議申立を行った受益者の保有口数が平成 22 年 2 月 4 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかった場合は、平成 22 年 4 月 16 日に当ファンドの繰上償還を行います。

また、異議申立を行った受益者の保有口数が平成 22 年 2 月 4 日現在の 受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、当ファンドの繰上償還は行いません。

この場合、繰上償還を行わない旨及びその理由等を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。

異議申立の有無にかかわらず、受益者の方は、販売会社での通常の換金手続きを行うことができます。

3. 異議申立の方法

公告日（平成 22 年 2 月 4 日）現在の受益者の皆様のうち、当ファンドの繰上償還に対して異議のある方は、下記の〈ご記入いただく事項〉を記載した書面（様式適宜）を作成のうえ、平成 22 年 2 月 4 日から平成 22 年 3 月 10 日までに、封書にて下記の宛先にご連絡ください。（平成 22 年 3 月 10 日弊社必着ですのでご注意ください。）

<宛先>

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号 汐留芝離宮ビルディング
T & D アセットマネジメント株式会社 投信営業部

<ご記入いただく事項>

ファンド名（世界サステナビリティ株式ファンド）

お名前（署名、捺印）

ご住所

ご連絡先電話番号（日中連絡先）

お取扱販売会社名称

お取引店名

口座番号

保有口数

繰上償還に反対する旨（例：上記受益権につき、平成 22 年 4 月 16 日付の繰上償還に異議を申し立てます。）

ご参考(1)

「世界サステナビリティ株式ファンド」投資信託約款の抜粋

(投資信託契約の解約)

第40条

(略)

委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回る事となった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(略)

委託者は、前3項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(略)

ご参考(2)

改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第32条第1項および当ファンドの投資信託約款第40条に基づき、日本経済新聞に以下の公告を行いました。

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「世界サステナビリティ株式ファンド（愛称 環境博士）」について、受益権口数が投資信託約款に定められた口数を下回っているため、投資信託約款の規定に基づき、平成二十二年四月十六日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせします。

この信託終了にご異議のある受益者は、平成二十二年三月十日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

右期間内にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が平成二十二年二月四日の当該投資信託約款に係る受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定通り平成二十二年四月十六日をもって信託を終了します。

この場合において、ご異議のお申し出をされた受益者は、平成二十二年三月十九日から平成二十二年四月七日までの間に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、投資信託財産をもって買い取るべき旨を、販売会社の本支店等を通じて受託会社に請求することができます。

なお、信託を終了することとなった場合は、平成二十二年三月十九日以降の取得申込みの受け付けを中止いたします。

平成二十二年二月四日

東京都港区海岸一丁目二番三号

T&Dアセットマネジメント株式会社